公益社団法人 大阪府臨床検査技師会

役員候補者選出規程

平成 25 年 9 月 2 日制定 令和 3 年 2 月 12 日一部改訂 令和 3 年 10 月 14 日一部改訂

第1章 総則

(総則)

第1条 この規程は、公益社団法人大阪府臨床検査技師会(以下「会」という)定款第21条及び組織 運営規程第9条による役員候補者の選出に関し必要な事項を定める。

第2章 役員候補者選出委員会

(選出委員会)

- **第2条** 役員候補者を選出するため、役員候補者選出委員会(以下「選出委員会」という)をこの会の 主たる事務所に置く。
- 2 選出委員会は、北地区、中央地区および南地区から計7名選出された選出委員で構成し、選出委員は理事会において承認する。
- 3 選出委員会の委員長(以下「選出委員長」という)は選出委員の互選による。
- 4 選出委員長は、選出委員の氏名を会員に報告しなければならない。
- 5 選出委員は役員候補者にはなれない。
- 6 役員は、選出委員を兼ねることはできない。

(選出委員の任期)

- 第3条 選出委員の任期は、理事の任期と同じとする。
- 2 選出委員に欠員が生じた場合、原則として前任者の地区から選出し理事会の承認を得、会長が委嘱する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第4条 会議は、会長と協議し、選出委員長が招集する。
- 2 会議の議長は、選出委員長とする。
- 3 会議は、選出委員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数の賛成により決し、同数の場合は議長がこれを決する。

第3章 役員候補者の選出

(役員候補者)

第5条 理事候補者は、公益社団法人 大阪府臨床検査技師会 組織運営規程 第3条、第1項に定める 正会員でなければならない。

- 2 監事候補者は、理事会が推薦する者を選出するものとする。
- 3 正会員が自ら、あるいは会員の推薦による理事候補者となる場合は、第 6 条の第 2 項の公示有効期間内に届け出て、選出委員会の審議を経なければならない。
- 4 役員候補者は、総会 15 日前までに「役員就任承諾書」を選出委員会に提出しなければならない。 (公示)
- **第6条** 選出委員会は総会の3ヶ月以前までに適切な方法により、役員選出に関する公示をしなければならない。
- 2 公示の有効期間は、公示の日から、総会 2 ヶ月前までとする。

(選出の手続き)

- 第7条 選出委員会は、役員の選任を行う総会の開催に先立ち開催する。
- 2 選出委員会は、役員の選任を行う総会の 2 週間前までに、役員候補者名簿を公示するとともに会長 に提出しなければならない。

(役員候補者の総会提案)

第8条 選出委員長は総会において、役員候補者の氏名、勤務先(ない場合は住所)及び 必要事項を選出経過とともに提案しなければならない。

(役員の選任)

第9条 定款第21条に定める役員は、選出委員会が提案した候補者について総会で選任する。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。
- (規程の施行)
- 2 この規程は、公益法人の設立の登記を行なった日から施行する。